

岡山県無電柱化推進計画

2019年3月
岡山県

1. はじめに

道路上の電柱・電線は、大規模地震時の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行を阻害するだけでなく、平時においても、道路の有効幅員を狭め歩行者等の安全かつ円滑な通行を妨げるとともに、都市景観を損なうなど様々な支障を来す要因となっている。しかしながら、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）が定められた。

無電柱化法第 8 条に、都道府県は、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画を定めるよう努めなければならないとされている。

本計画は、無電柱化法に基づく岡山県無電柱化推進計画（以下「県計画」という。）として、岡山県管理道路における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 岡山県管理道路における無電柱化の現状

岡山県では、昭和 61 年度から国の電線類地中化計画に基づき、都市部や歴史まちづくり法における重点区域等において、主に電線共同溝の整備による電線類の地中化を行ってきたが、平成 29 年度末時点の無電柱化が完了している県管理道路は約 11 kmにとどまっている。

平成 30 年度現在、緊急輸送道路約 300m の電線共同溝の整備を行っているが、今後一層の無電柱化を推進していく必要がある。

2) 今後の無電柱化の取組姿勢

次の計画対象道路は、一般的に無電柱化を重点的に進める対象とされているが、近年、南海トラフによる巨大地震の発生が危惧されていることなどから、県計画では、防災の観点から無電柱化を推進していくこととし、引き続き県民や関係者の理解・協力を得ながら、安全・安心な暮らしの確保に努めていく。

<無電柱化の計画対象道路>

① 防災・減災、国土強靱化

人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、災害時の被害が甚大となる恐れがある都市部（DID）内の第 1 次緊急輸送道路。



写真－１ 台風による電柱倒壊状況
(津山市山方地内)



写真－２ 第１次緊急輸送道路上の電柱状況
(笠岡市笠岡地内)

② 安全・円滑な交通確保

安全かつ円滑な交通の確保のためにバリアフリー化が必要な、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路。

③ 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路。

3. 県計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間とする。

4. 無電柱化の推進に関する目標

<優先着手区間>

県計画では、計画対象道路のうち、防災・減災、国土強靱化に資する都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路を最優先と位置付ける。

次の観点で選定した所要の幅員を有する区間（※）を優先着手区間とし、計画期間内に無電柱化の着手を目指す。（表－1）

- 広域交通網へのアクセス区間
- 無電柱化実施済み区間の連続区間
- 市町村事業と連携する区間

※一般的に電線共同溝の設置が可能な幅員2.5m以上の両側歩道を有する区間

表－1 優先着手区間

路線名	市町村	優先着手 区間延長(km)	着手時期等
国道179号	津山市	0.5	事業中
国道180号	新見市	2.9	平成33(2021)年度以降に着手
国道313号	井原市	0.8	平成33(2021)年度以降に着手
国道429号	倉敷市	3.0	平成33(2021)年度以降に着手
国道430号	倉敷市	5.4	平成33(2021)年度以降に着手
国道430号	玉野市	0.3	平成33(2021)年度以降に着手
県道岡山児島線 県道玉野福田線	倉敷市	3.0	平成33(2021)年度以降に着手
県道倉敷玉野線	倉敷市	0.5	平成33(2021)年度以降に着手
県道笠岡井原線	笠岡市	0.3	平成32(2020)年度までに着手
合 計		16.7	

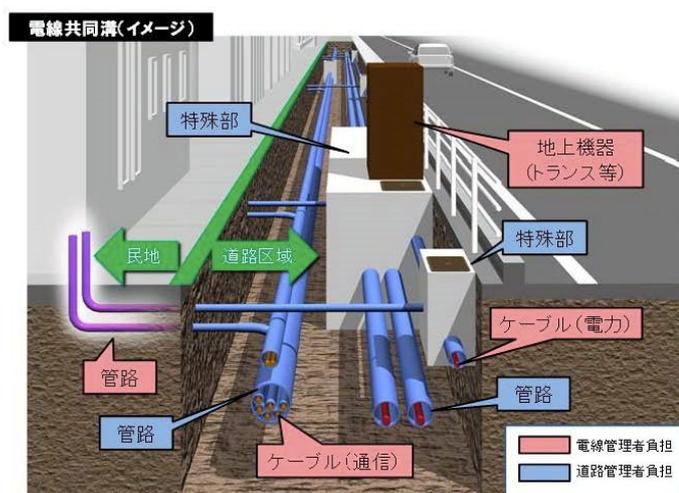
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

無電柱化の実施に当たっては、電線管理者や地元関係者等との協議を踏まえて事業手法を決定する。

① 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、無電柱化の手法として一般的であるが、整備コストが高いこと等が課題となっているため、浅層埋設や小型ボックス活用埋設等の低コスト手法を積極的に採用し、一層の低コスト化を図る。



図－1 電線共同溝イメージ
(出典：国土交通省ホームページ)

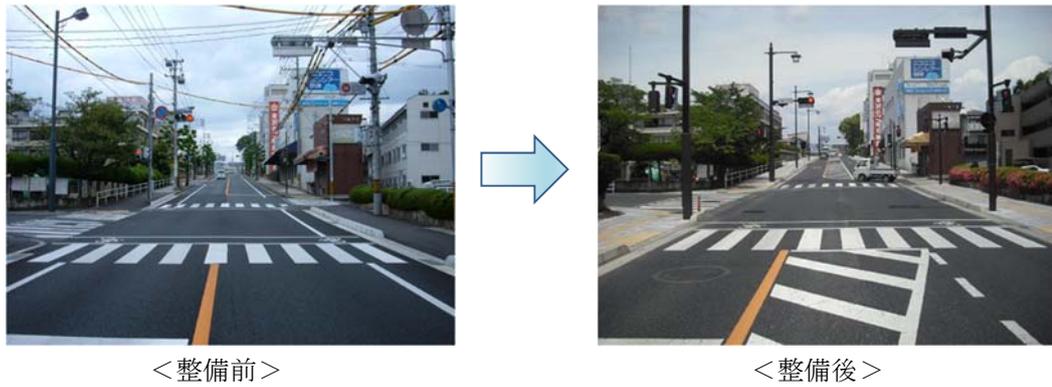


写真-3 電線共同溝整備事例（津山市山下地内）

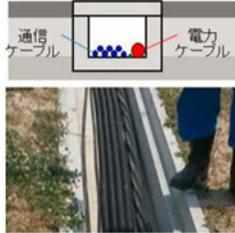
管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設
<p>現行より浅い位置に埋設</p> 	<p>小型ボックス内にケーブルを埋設</p> 	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p> 

図-2 低コスト手法の種類（出典：国土交通省ホームページ）

② 裏配線方式

裏配線方式は、電線類の地中化以外の無電柱化方式であり、低コストに無電柱化が可能な手法であるため、地元関係者等の合意が得られる場合は、積極的に導入する。



図-3 裏配線方式
（出典：国土交通省ホームページ）

③ 単独地中化方式

単独地中化方式は、電線管理者自らの費用により電線類の地中化を行う事業手法であり、電線管理者が実施する際には、積極的に協力する。

④ 道路事業等に併せた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、無電柱化の計画対象道路において、電線管理者が無電柱化を道路事業等の実施と併せて行うことができる場合は、電線管理者に要請する。

2) 占用制度の運用

① 占用制限制度の適切な運用

県管理の緊急輸送道路において、道路法第 37 条に基づく占用制限区域を指定し、新設電柱の占用を制限するとともに、既設電柱の更新及び移設の際には、道路区域外への移設を働きかける。

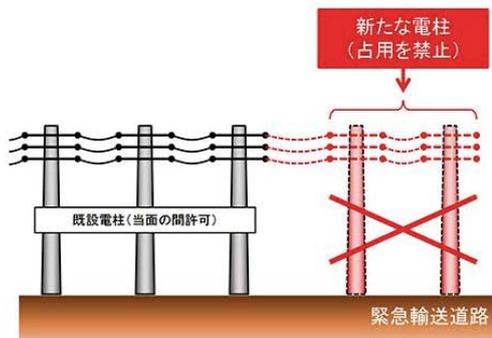


図-4 緊急輸送道路等における新設電柱の占用禁止措置 (出典：国土交通省ホームページ)

② 電線の地下埋設基準の緩和

無電柱化を促進するため、平成 31 年 4 月 1 日から、道路占用許可により電線を道路の地下に設ける場合の埋設の深さについて、基準を緩和する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

中国地区電線類地中化協議会岡山地域部会を活用し、無電柱化の優先着手区間について電線管理者等と合意に向けた調整を行う。

また、地域合意を円滑に行うため、基本計画作成の際には、必要に応じて電線管理者や地元関係者等による協議会等を設置し、無電柱化への協力を求める。

② 工事・設備の連携

無電柱化の計画対象道路において、ガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等を活用し、工事内容や工程等の把握に努めるとともに、無電柱化の支障とならないよう調整を行う。

③ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

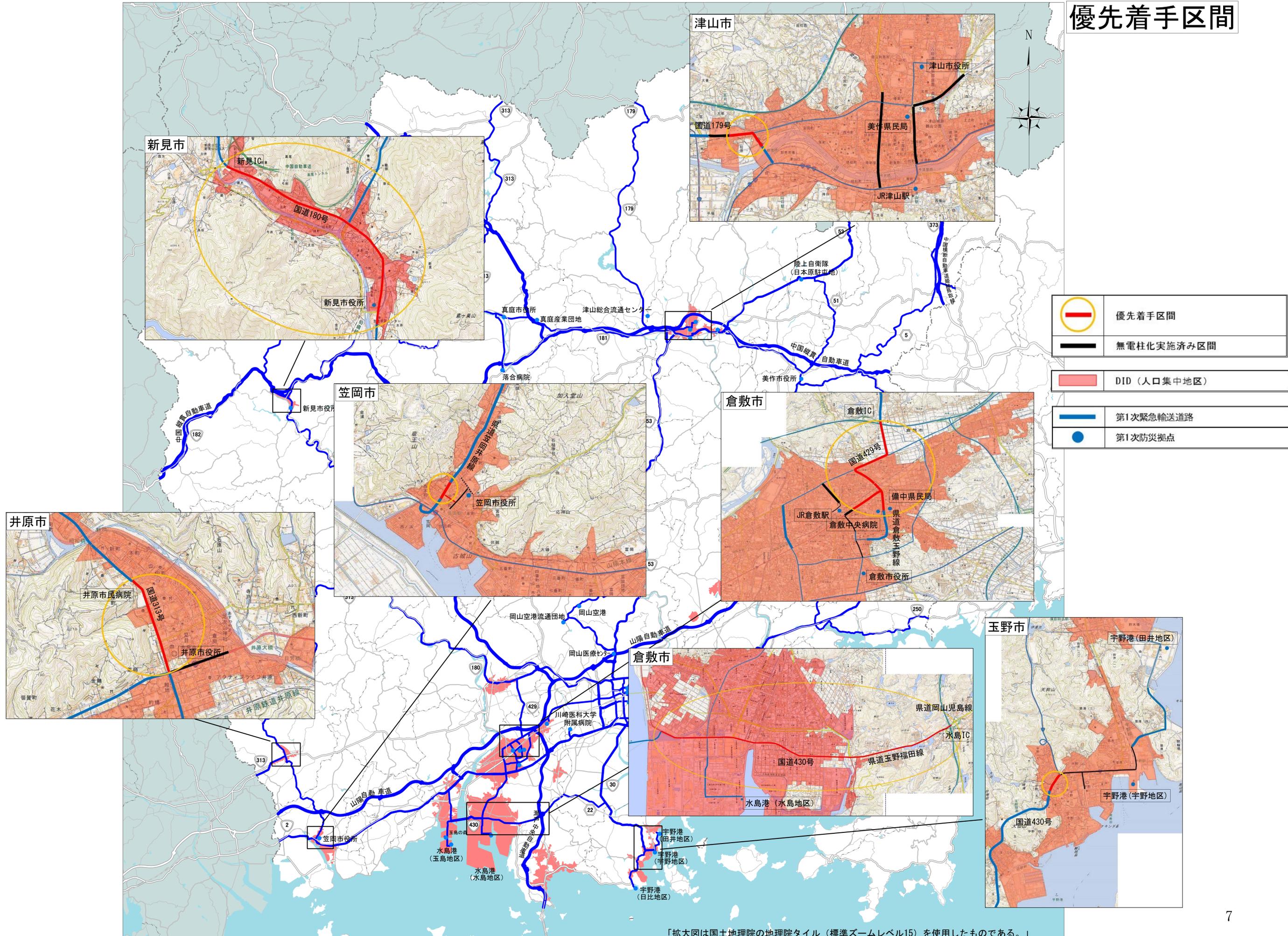
1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に関して県民の協力が得られるよう、無電柱化の取組状況について、岡山県のホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県内の取組について情報共有を図る。

優先着手区間



「拡大図は国土地理院の地理院タイル（標準ズームレベル15）を使用したものである。」